

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例

平成25年8月1日から平成26年4月30日までの間においては、熊本県議会議員に対する議員報酬の月額（熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和28年熊本県条例第11号の2）第3条第1項に規定する議員報酬の月額に限る。以下同じ。）の支給に当たっては、議員報酬の月額から、議員報酬の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成25年8月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県議会議員に対する議員報酬の月額について特例を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。